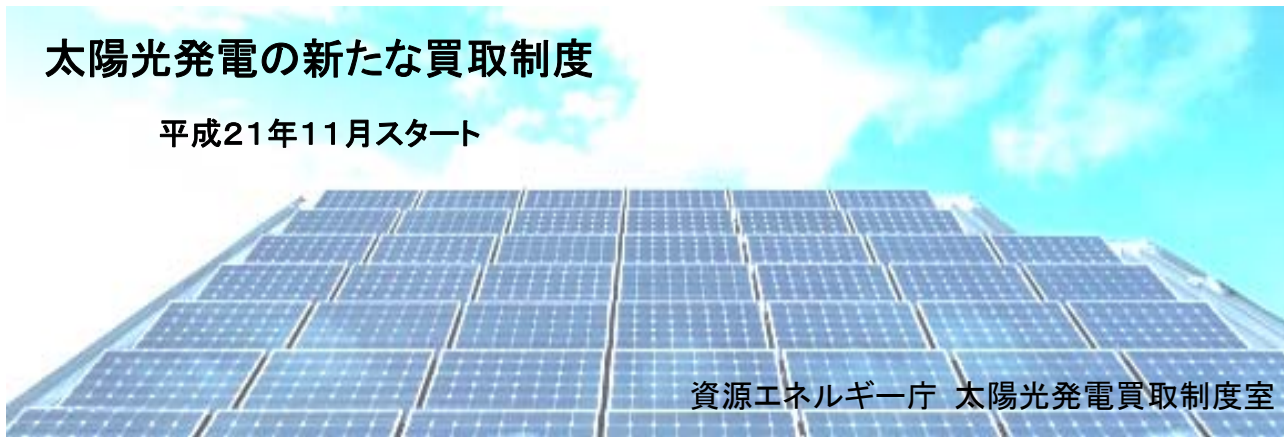


太陽光発電の新たな買取制度

平成21年11月スタート



資源エネルギー庁 太陽光発電買取制度室

1. はじめに

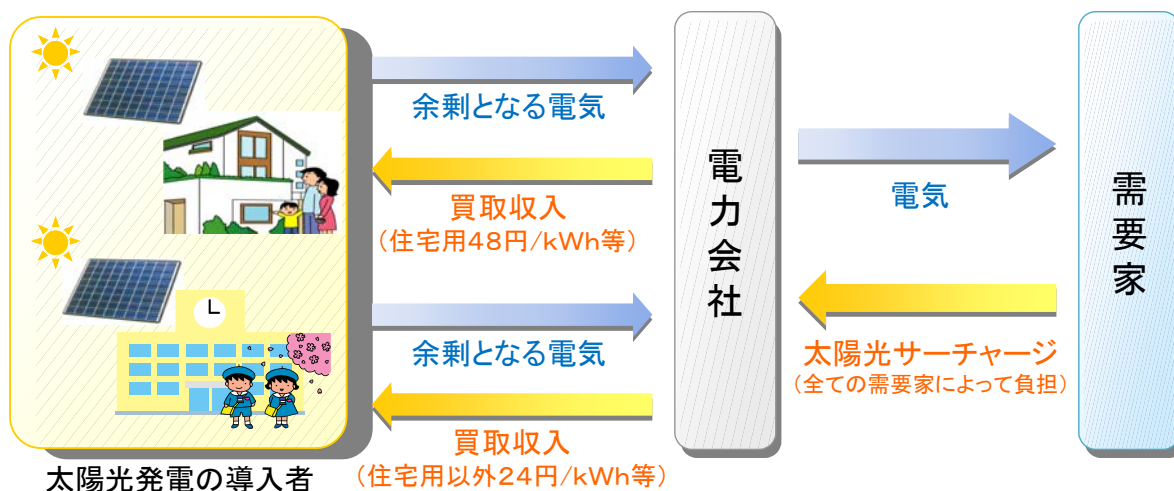
エネルギー源の多様化、地球温暖化対策等の観点から、太陽光発電が内外で注目されています。日本の太陽光発電関連産業は高い技術力を有し、将来、日本の基幹産業となる可能性があります。また、太陽光発電は販売、施工、周辺機器など裾野が広く、地域の経済にとっても重要です。現在は、他の発電方式に比べ、決して安くはない太陽光発電ですが、今後の技術革新と需要拡大によって、太陽光発電の発電原価は下がっていくと見られています。

このような事由から、国内太陽光発電の導入拡大を図るため、経済産業省では太陽光発電設備の導入支援等に取り組んでまいりましたが、これまでの支援策に加え、今般、次のような新たな制度がスタートしました。

2. 制度の概要

本年7月1日に成立した「エネルギーの供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、太陽光発電設備において発電された電力のうち、自家消費分を除く余剰電力について、電力会社が従来のおよ

新たな買取制度の概要



そ2倍程度の価格で買い取る制度です。

以下、制度の概要を紹介しますが、紙面の関係で概要のみの紹介となりますので、詳細については、ポータルサイト(<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>)をご覧ください。

(1) 買取期間

この制度は平成21年11月1日から施行されました。買取期間は10年間(120ヶ月)で、買取価格は10年間固定です。

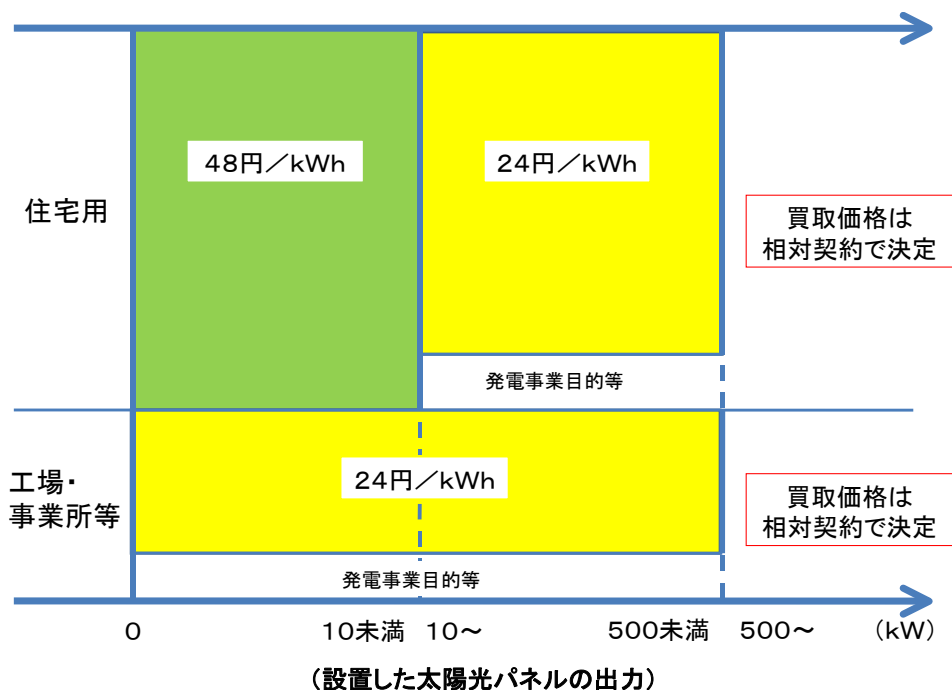
(2) 買取対象及び買取価格

この制度では、平成21年11月以前に太陽光発電設備を設置していた方も対象となります。11月以降、新たに太陽光発電設備を設置された方は、電力会社との受給契約手続等の終了後、順次制度の対象となります。

買取価格(制度開始当初)は、住宅(集合住宅を含む)であって出力が10kW未満であるものは48円/kWh、それ以外の住宅及び建築物であって非住宅(住宅以外の用途)の建築物¹は24円/kWhです。なお、メガソーラー(出力が500kW以上)や発電事業目的の設備等の買取価格等については、電力会社との相対取引となります。

また、太陽光発電設備に加え、燃料電池、蓄電池等の自家発電設備を併設している場合は、併設していない設備に比べ余剰電力量が増加することを踏まえ、その買取価格は

制度導入当初の買取価格



住宅用(10kW未満)で39円/kWh、それ以外では20円/kWhとなります。

¹ 例えば、庁舎、病院、老人ホーム、道路施設、駅舎、上下水道施設、学校、事務所、工場、商業施設、防災施設等

(3) 買取価格の引き下げ

上記(2)の買取価格は、太陽光発電設備の市場価格の推移や導入状況等を踏まえて、設置する年度ごとに引き下げられることになっています²。

(4) 費用回収及び負担転嫁

電力会社が太陽光発電の余剰電力の買取りに要した費用は、電力を使用する方々全員に、電気の使用量に応じて薄く広く御負担いただきます。

具体的には、ある年の買取りに要した費用は、翌年度の電気料金に「太陽光サーチャージ」として上乗せされます。

その負担額は、実際に買取りに要した費用によって異なりますが、制度導入当初においては0.1円/kWh、5年目～10年目においては0.15円～0.30円/kWh程度になると見込まれます³。

3. その他の制度について

(1) 補助金

住宅向けの太陽光発電設備の場合、システム価格が70万円/kW以下で、品質保証等の要件を満たすものに対し、1kW当たり7万円が補助されます。補助金申請の窓口は、各都道府県に1箇所ずつあります(詳しくは、一般社団法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター <http://www.j-pec.or.jp/>)。

太陽光発電設備に対する補助金、税制

	住宅向け	非住宅向け
補助	システム価格が70万円/kW以下であって、品質保証等の要件を満たすシステムに対し、1kWあたり7万円を補助	○自治体等 導入費用の1/2 ○民間事業者等 導入費用の1/3
税制	○新築ローン減税 ○省エネ改修減税	○7%税額控除(中小企業等) または即時償却 ○固定資産税の特例

非住宅向けの場合、設置主体が公的機関や非営利民間団体(地方自治体、学校、病院、

² 買取価格は、審議会の議論を踏まえ決定されますが、制度開始当初の買取価格(例えば住宅用の10kW未満では48円/kWh)は、平成23年3月まで維持される見込みです。

³ 標準家庭における負担額は、月額30円(制度導入当初)から、月額45円～90円程度になると見込まれます。

介護施設等) のとき、または、設置主体が民間事業者であっても地方自治体と連携している場合、事業費の2分の1以内が補助されます。それ以外の民間事業者に対しては、事業費の3分の1以内が補助されます。こちらは公募制で、通常は年2回程度、春と秋に公募を行っています(詳しくは、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 <http://www.nepc.or.jp/>)。

なお、これらの経済産業省・資源エネルギー庁による補助制度のほかにも、関係省庁、地方公共団体等が独自に補助制度を有している場合があります。

(2) 税制

ローンを組んで新築住宅を取得する場合、ローンの年末残高の1.0%が所得税から控除されます(長期優良住宅の場合は1.2%)。ローンを組まずに既築住宅の省エネ改修工事を行う場合は、工事費用の10%が所得税額から控除されます。

非住宅用の場合、太陽光発電設備設置の際に、所得税または法人税から所得額の7%の税額控除(中小企業のみ)、もしくは、初年度の即時償却が可能となります。さらに、固定資産税に関しても、最初の3年間の課税標準が2/3に軽減されます。

4. 消費者問題への対応について

新たな買取制度の創設や太陽光発電設備に対する補助金等に際して、最近、太陽光発電設備の購入等に関する消費者相談が増加傾向にあります。その多くが訪問販売によるものであり、具体的には、売電によって光熱費やクレジットの手数料等の費用負担がゼロになる旨や、すぐに契約しないと補助金が受けられない旨などの不実な告知が疑われるケースが見られます。

経済産業省としても、太陽光発電協会に消費者向けの窓口を設置するなどの対応を進めているところですが、皆様におかれましても、システム設置の際の強引な勧誘や制度についての誤った説明等には十分にご注意ください。

本件に関する詳しい説明は、**資源エネルギー庁 太陽光発電買取制度室**

<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>

03-3501-1511(内線 4455~8)